

第 7 号

熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定することとする。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年熊本県条例第28号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に
改め、同号ウ中「収用委員会の委員」の次に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項
の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る県に対する損害を
賠償する責任を負う額から控除する額については、改正後の第2条第1号の規定にかか
わらず、なお従前の例による。

（提案理由）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備す
る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。